

## 医療法人社団明雄会 介護老人保健施設エスポワール秩父 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程

### （事業の目的）

第1条 医療法人社団明雄会が開設する介護老人保健施設エスポワール秩父（以下「事業者」という。）が実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者が要介護状態あるいは要支援状態と認定された利用者に対し、適正な支援を実施することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に当たり、介護保険法等に定める基本方針に則り、短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）（以下、「サービス計画」という。）に基づいて、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活が営めるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的に行うものとする。

また、要支援状態の利用者にあっては、日常生活上の支援を行うことで、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行うものとする。
- 3 施設内では明るく家庭的な雰囲気を有し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようなサービスを提供する。懇切丁寧を旨とし、利用者や家族等への説明はわかりやすく行い、療養上必要な事項に関しては、相談し同意の上、実施する。
- 4 地域や家庭との結びつきを重視し、市町村や地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者、地域の団体等と綿密な連携を図り、利用者に総合的なサービスが提供できるように努める。

### （施設の名称及び所在地等）

第3条 事業者の名称所在地等は次のとおりとする。

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| ①施設名      | 介護老人保健施設エスポワール秩父      |
| ②所在地      | 埼玉県秩父市寺尾2744          |
| ③電話番号     | 0494-22-7026          |
| ④管理者      | 施設長 大貫 忠男             |
| ⑤介護保険指定番号 | 介護老人保健施設（1154980039号） |

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業者の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。必置職については厚生労働大臣の定める基準の員数とする。

①管理者 1人（常勤）

管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

②医師 1人以上（常勤換算）

医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、健康管理及び日常的な医学的対応を行う。

③薬剤師 0.3人以上（常勤換算）

薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。

④看護職員 10人以上（常勤換算）

看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者のサービス計画に基づく看護を行う。

⑤介護職員 24人以上（常勤換算）

介護職員は、利用者のサービス計画に基づく介護を行う。

⑥支援相談員 1人以上（常勤）

支援相談員は、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、利用者及びその家族等の処遇上の相談に応じ、レクリエーション等の計画や指導、市町村との連携、ボランティアの指導等を行う。

⑦理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 1人以上（常勤換算）

理学療法士、作業療法士または言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーションマネジメントを行い、プログラムを作成するとともに、リハビリテーションの実施、及び指導を行う。

⑧管理栄養士または栄養士 1人以上（常勤）

管理栄養士または栄養士は、利用者の栄養管理、栄養状態の管理を行う。

⑨介護支援専門員 1人以上（常勤）

介護支援専門員は、利用者のサービス計画の原案を立案する。

⑩調理員 外部委託

調理員は、必要な調理を行う。

⑪事務員 必要員数

事務員は、必要な事務の処理を行う。

⑫運転手 必要員数

運転手は、施設車を用いて、利用者の自宅と事業者間の送迎、または医療機関受診の際の送迎、その他の必要な運転業務を行う。

⑬施設管理員等 必要員数

施設管理員は、施設や備品の営繕、メンテナンス、清掃業務を行う。

（定員）

第5条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の内容)

第6条 サービス計画に基づき、必要な以下のサービスを提供する。

- ①健康管理・看護
- ②食事等
- ③入浴
- ④排泄
- ⑤その他必要な介護
- ⑥機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦相談援助
- ⑧サービス計画の立案、同意
- ⑨利用者が選定する特別な食事またはおやつを提供
- ⑩理美容サービス
- ⑪行政手続代行
- ⑫短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)における送迎
- ⑬その他

(利用者負担の額)

第7条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 食費及び居住費は、食費朝食530円、昼食670円、夕食550円、居住費1日580円(個室の場合は1日1,810円)とする。なお、食費及び居住費において、負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

3 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| ①理美容代              | 1回2,000円(外部委託) |
| ②その他の日常生活上の便宜に係る費用 |                |
| 日用品費               | 1日200円         |
| 教養娯楽費              | 1日170円         |
| 洗濯代                | 1日240円(外部委託)   |
| 電化製品持ち込み料          | 1日57円          |
| 預金口座振替手数料          | 1回165円         |
| その他必要な費用           | 相当額            |

4 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)において、第10条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて送迎を実施する場合は、厚生労働大臣が定める送迎加算の費用に加え、通常の送迎の実施地域を超えた地点から片道1kmごとに40円を徴収するものとする。

5 前項2、3及び4の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族等に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける

こととする。

(身体拘束)

第8条 事業者は、そのサービスの提供に当たり、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 やむを得ず身体拘束を行う場合は、文書により家族等に判りやすく説明し、同意を得るものとする。

3 事業者は、身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況、やむを得なかった理由等を記録し、保管しなければならない。

(緊急時における対応方法)

第9条 利用者に事故が発生した場合や病状に急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに医師に連絡する等の措置を講じるとともに、事業者でのサービス提供が困難と判断された場合や専門的な医学的対応が必要と判断した場合には、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関を紹介、もしくは診療を依頼しなければならない。

(短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）における通常の送迎の実施地域)

第10条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）における通常の送迎の実施地域は、秩父郡市とする。ただし、東秩父村を除くものとする。

(苦情解決)

第11条 事業者は、提供したサービスに関して、利用者またはその家族等からの苦情が発生した場合、解決に向けて速やかに必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、苦情相談窓口を開設し、苦情相談担当責任者を配置しなければならない。また、利用者またはその家族等に対して、窓口の連絡先と責任者の氏名を文書で明示しなければならない。

3 苦情解決責任者は、苦情の発生から必要な措置を講じた結果までの内容や経緯等を記録し、保管しなければならない。

(利用に当たっての留意事項)

第12条 当施設の利用に当たっての留意事項は、以下のとおりとする。

①面会時間

8：30から19：30までとする（緊急時等を除く）。

②差し入れ

利用者の状態により制限する場合がある。

③外出・外泊

随時可能だが、利用者の体調不良等の理由により制限する場合がある。

④飲酒・喫煙

利用者の状態により制限する場合がある。

⑤火気の取扱い

原則禁止とする。

⑥当施設の設備・備品等の利用

利用者の状態により制限する場合がある。

⑦所持品・備品等の持ち込み

危険物と判断できるものや療養の妨げとなるものについては、制限する場合がある。ペットの持ち込みも原則禁止とする。また、金銭や貴重品の管理に関しては、原則利用者の自己管理とする。紛失や盗難等が発生した場合においても、事業者は責任を負わないものとする。

⑧短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用に際し、職員の勤務体制や、施設による送迎を希望する場合は送迎車の都合等の事情により、希望の利用日時に沿えない場合がある。

⑨その他

営利行為や布教活動、特定の政治活動は禁止とする。また、他の利用者の療養の著しい妨げと判断される行為についても、制限する場合がある。

（非常災害対策）

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

①防火管理者には常勤の施設職員をあてる。

②火元責任者には常勤の施設職員をあてる。

③非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

④非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。

⑤火災の発生や地震が発生した場合は被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

⑥防火管理者は施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

（1）防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上

（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

（2）利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上

（3）非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

⑦その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（職員の服務等）

第14条 事業者は、職員の質的向上を図るため、研修の機会を定期的に確保しなければならない。

2 事業者は、職員に年1回定期的に健康診断を行う。夜間勤務に従事する職員には年間

- 2回の健康診断を行う。
- 3 職員は、利用者がその家族等から身体的、心理的等の虐待を受けていることを知った際には、市町村に通報等を行うものとする。
  - 4 職員は、職務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持しなければならない。
  - 5 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
  - 6 事業者は、利用者やその家族等に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスが完結した日から2年間（診療録に関しては5年間）保存するものとする。
  - 7 この規程に定める事項の他、職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人全和会の就業規則によるものとする。

（衛生管理）

- 第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。
- 2 食中毒及び感染症の発生を防止するとともにまん延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
  - 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は毎月1回、検便を行わなければならない。
  - 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

（虐待防止に関する事項）

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第17条 事業者は、地震等の非常災害、虐待、その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。
- 2 本規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人社団明雄会理事長と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この運営規程は、令和6年3月1日より施行する。

- 2 令和6年8月1日 一部改正